

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令等の施行について（介護保険関係）

計5枚（本紙を除く）

Vol.221

平成23年7月14日

厚生労働省老健局介護保険計画課

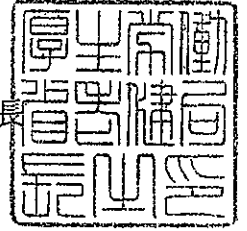
【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)
FAX：03-3503-2167



都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令等の施行について（介護保険関係）

平成 22 年 6 月に口蹄疫対策特別措置法（平成 22 年法律第 44 号。以下「口蹄疫特措法」という。）が公布及び施行され、口蹄疫の発生により影響を受けた生産者に対し、手当金等（口蹄疫特措法の施行の日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間内に交付される手当金等（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 58 条の規定による手当金、口蹄疫特措法第 6 条第 9 項の規定による補てん金その他これらに類するものとして政令で定める補助金又は給付金をいう。以下同じ。）が交付されることとなった。手当金等は所得に合算され、収入、合計所得金額等が増加することとなるため、収入や合計所得金額に基づいて支給される介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の額に影響が生じることとなる。

このため、手当金等の交付を受けた者に係るこれらの介護保険の保険給付の額が減少することのないよう、

- ① 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成 23 年政令第 209 号。以下「口蹄疫特措政令」という。）、
- ② 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行規則の臨時特例に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 86 号。以下「口蹄疫特措省令」という。）、
- ③ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の臨時特例（平成 23 年厚生労働省告示第 220 号）、
- ④ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞

在費の負担限度額の臨時特例（平成 23 年厚生労働省告示第 221 号）

- ⑤ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の臨時特例（平成 23 年厚生労働省告示第 222 号）
- ⑥ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の臨時特例（平成 23 年厚生労働省告示第 223 号）
（③から⑥までについて、以下「口蹄疫特措告示」という。）

が本日公布及び施行されたところである。

これらの趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、今般の法令改正により措置する給付以外で当局が所管する制度のうち、影響が生じることが予想されるものの取扱いについても併せて整理したので、これらについても周知徹底を図られたい。

記

1. 口蹄疫特措政令について

(1) 高額介護サービス費の特例（第 2 条第 1 項関係）

要介護被保険者であって、平成 22 年 6 月 4 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間（以下「特例対象期間」という。）に手当金等の交付を受けたもの（その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付を受けた日の属する年の翌年の 7 月 1 日から翌々年の 6 月 30 日までの間（以下 1 において「特例支給期間」という。）にある者に対して支給する高額介護サービス費の額は、以下のとおりとする。

- ① 特例支給期間に支給されるべき高額介護サービス費の額が、当該要介護被保険者が平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間に支給されるべき高額介護サービス費の額（以下「平成 22 年度高額介護サービス費支給額」という。）を超えない場合 平成 22 年度高額介護サービス費支給額。すなわち、平成 22 年度分の市町村民税課税状況又は平成 21 年中の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計額に基づく高額介護サービス費の額
- ② 特例支給期間に支給されるべき高額介護サービス費の額が、平成 22 年度高額介護サービス費支給額を超える場合 特例支給期間に支給される高額介護サービス費の額

(2) 高額介護予防サービス費の特例（第 2 条第 2 項関係）

居宅要支援被保険者に対して支給する高額介護予防サービス費についても、
(1) と同様に、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その者と同一の

世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、特例支給期間にある者に対して支給する高額介護予防サービス費の額は、以下のとおりとする。

- ① 特例支給期間に支給されるべき高額介護予防サービス費の額が、当該居宅要支援被保険者が平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間に支給されるべき高額介護予防サービス費の額(以下「平成22年度高額介護予防サービス費支給額」という。)を超えない場合 平成22年度高額介護予防サービス費支給額。すなわち、平成22年度分の市町村民税課税状況又は平成21年中の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計額に基づく高額介護予防サービス費の額
- ② 特例支給期間に支給されるべき高額介護予防サービス費の額が、平成22年度高額介護予防サービス費支給額を超える場合 特例支給期間に支給される高額介護予防サービス費の額

(3) その他

① 施行期日(附則第1条関係)

この政令は、公布の日(平成23年7月1日)から施行する。

② 介護保険法施行令の特例に関する経過措置(附則第3条関係)

(1)及び(2)の特例については、介護保険法第23条に規定する居宅サービス等又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2第2項に規定する介護予防サービス等のあった月が平成23年7月以後の場合における高額介護サービス費の額又は高額介護予防サービス費の額について適用する。

2. 口蹄疫特措省令について

要介護被保険者、居宅要支援被保険者及び要介護旧措置入所者(以下「要介護被保険者等」という。)並びにこれらの者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けた場合について、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の5(第172条の2において準用する場合を含む。)及び第97条の3の規定の特例として、以下の規定を設ける。

(1) 介護保険法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者等の特例(第1条関係)

要介護被保険者であって、手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けることで、施行規則第83条の5第1号又は第4号に該当しない者となったことにつき市町村の認定を受けた者は、同条の規定にかかわらず、介護保険法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者とみなし、特定入所者介護サービス費を支給することとする(第1項関係)。

また、居宅要支援被保険者及び要介護旧措置入所者についても同様の特例を設

け、特定入所者介護予防サービス費及び特定入所者介護サービス費を支給することとする。(第2項及び第3項関係)。

(2) 市町村の認定(第2条関係)

- ① (1)の市町村の認定を受けようとする者は以下の事項を記載した申請書を市町村に提出すること(第1項関係)。
 - イ 申請に係る事由を有する旨
 - ロ 氏名、性別、生年月日及び住所
 - ハ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所又は入院している場合は当該施設の名称及び所在地並びに入所又は入院した年月日(特定入所者介護サービス費の支給に係る(1)の市町村の認定を受けようとする場合に限る。)
- ニ 被保険者証の番号
- ② 申請書には、イ及びハ(入所又は入院した年月日に限る。)を証する書類を添付すること。ただし、公簿等によって確認することができる場合は省略が可能であること(第2項関係)。
- ③ 申請は、被保険者証を提示して行うこと(第3項関係)。
- ④ ①の申請に基づく市町村の認定は、施行規則第83条の6第4項の規定による認定とみなし、以下の規定を適用する(第4項関係)。
 - イ 認定証の交付、返還、検認、更新及び再交付(施行規則第83条の6第4項から第10項関係)
 - ロ 認定証の提示(施行規則第83条の7関係)
 - ハ 負担限度額に関する特例(施行規則第83条の8関係)

なお、申請書及び認定証の様式については、各市町村における特定入所者介護サービス等に係るものを適宜ご活用いただくことを想定している。

(3) 施行期日(附則関係)

この省令は、公布の日(平成23年7月1日)から施行する。

3. 口蹄疫特措告示について

特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費に係る負担限度額については、以下の告示において規定しているところ。

- ① 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額(平成17年厚生労働省告示第413号)
- ② 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(平成17年厚生労働省告示第414号)
- ③ 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額(平成17年厚生労働省告示第417号)
- ④ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平成17年厚生労働省告示第418号)

今般、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付を受けた日の属する年の翌年の7月1日から翌々年の6月30日までの間（以下3において「特例支給期間」という。）にある者に係る特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費に係る負担限度額は、以下のとおりとする。

- ① 特例支給期間の負担限度額が、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の負担限度額（以下「平成22年度負担限度額」という。）を超える場合平成22年度負担限度額。すなわち、平成22年度分の市町村民税課税状況又は平成21年中の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計額に基づく負担限度額。
- ② 特例支給期間の負担限度額が、平成22年度負担限度額を超えない場合 特例支給期間の負担限度額

4. 口蹄疫特措政令等で特例を設けるもの以外の制度であって所得に応じて給付を行っている制度について

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年5月1日老発第474号）に基づき実施されている以下の事業においては、手当金等の交付を受けた者について、利用者負担が増加することを避けるため、口蹄疫特措政令等に基づく取扱いに準じて、手当金等の交付を受けたことにより事業対象者に該当しない者となると市町村が認めた場合においても、引き続き事業対象者とするよう対応方をお願いします。

- ① 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度
- ② 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業
- ③ 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

5. 手当金等の受給者であることの確認方法について

上記1から4までの措置をとる際には、手当金等の通知書の写しの提出を求めることなどにより、手当金等の受給の有無の確認をお願いします。

6. その他

なお、介護保険法に規定する高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の額の特例については、別途、政令の制定を予定している。